

第20回浜岡地域原子力防災協議会作業部会 議事概要

1. 開催日時

令和7年6月3日（火）13:30～14:10

2. 開催場所

静岡県庁 別館5階 危機管理センター西側及びTV会議

3. 参加機関

- (1) 国 : 内閣府、原子力規制庁、経済産業省資源エネルギー庁、
経済産業省中部経済産業局、国土交通省、陸上自衛隊、
海上保安庁
- (2) 関係自治体等 : 静岡県、御前崎市、牧之原市、掛川市、菊川市、吉田町、
袋井市、島田市、磐田市、焼津市、藤枝市、森町、
静岡県警察本部、中部電力株式会社、中日本高速道路株式会社
- (3) 庶務 : 内閣府 林田推進官、伊藤補佐、相馬専門官、鈴木専門官、
原田防災専門官

4. 議 題

- (1) 関係自治体の避難計画等を踏まえた対応について
- (2) その他

5. 配付資料

- ・資料1「浜岡地域関係自治体の避難計画等を踏まえた対応について（案）」
- ・資料2「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」における検討結果及び今後の対応方針

6. 概 要

- (1) 関係自治体の避難計画等を踏まえた対応について

○内閣府から、資料1に基づき、浜岡地域関係自治体の避難計画等を踏まえた対応について、

- ・浜岡地域の概要として、浜岡原子力発電所や原子力災害対策重点区域の概要
- ・緊急事態における対応体制として、国、静岡県及び関係市町の対応体制やオフサイトセンターの設備、情報伝達体制
- ・UPZ内における対応として、袋井市及び森町における避難元から避難先への具体的な避難経路などについて説明した。

- (2) その他

○原子力規制庁から、資料2に基づき、「原子力災害時の屋内退避の運用に関する

る検討チーム」における検討結果及び今後の対応方針として、

- ・従前どおり全面緊急事態時には、ＵＰＺ全域で屋内退避を実施すること
- ・屋内退避の解除については、①原子炉施設の状態が安定していること、
② プルーフが滞留していないこと、この２つの要件を満たしていること
- ・屋内退避を継続できるかを判断するタイミングの最初の目安を屋内退避開始から３日後とし、３日後以降は日々継続できるかを判断していくこと
- ・避難への切り換えについては、地方自治体から情報提供等を踏まえ、国が総合的に判断すること
- ・屋内退避中に、住民が生活の維持に必要な一時的な外出をすることは、屋内退避を継続する上で必要な行為であること

などについて、説明があった。

また、今後の対応方針として、屋内退避の解除要件、屋内退避の継続を判断するタイミングの目安、避難への切り換え、屋内退避中の一時的な外出等について原子力災害対策指針を改正することが、原子力規制委員会において了承されたことなどについて、説明があった。

○静岡県から、原子力災害対策指針の改定時期と改定内容を緊急時対応に反映するか質問があった。

それに対し、原子力規制庁から、原子力災害対策指針の改正は、改正案のパブリックコメントを実施した上で、９月に改正することを目標に進めている旨、説明があった。また、内閣府から、原子力災害対策指針の改正内容により、必要に応じて緊急時対応へ反映する旨、説明した。

○静岡県から連絡事項として、安定ヨウ素剤の緊急配布マニュアルの作成を予定しており、関係市町と協力しながら作成に取り組む旨、説明があった。

以 上